

## 黒潮町公告第9号

「黒潮町外国語指導助手派遣業務」について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年2月25日

黒潮町長 大西 勝也

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

黒潮町外国語指導助手派遣業務

#### (2) 業務目的

黒潮町立小中学校、保育所、教育委員会に外国語指導助手を配置することにより、生きた英語及び外国の文化に触れる機会をつくる。また、英語の音声や表現に慣れ親しむとともに、言語活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな国際感覚の養成と国際理解を推進し、英語教育の充実を図ることを目的とする。

#### (3) 業務内容

「黒潮町外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり

#### (4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (5) 選定方式

公募型プロポーザル方式

#### (6) 提案上限額

5,498,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限額とする。

### 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる資格要件は次のとおり。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 黒潮町建設工事指名停止等措置要領（平成18年黒潮町訓令第85号）第1条第1項に規定する指名停止を受けていないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること

- (4) 町から黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成26年黒潮町規則第4号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者又は同規則第5条に規定する入札参加資格登録からの排除措置に該当しないこと
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受け、同委員会から告発若しくは逮捕されていない者又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと
- (6) 役員又は使用人等が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に違反する容疑により逮捕されていない者又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと
- (7) 直近2年度分の国税を滞納していないこと
- (8) 直近2年度分の都道府県税を滞納していないこと
- (9) 直近2年度分の市区町村税を滞納していないこと
- (10) 直近2年度分の社会保険料を滞納していないこと

### 3 参加手続

プロポーザルに係る書類等の配布期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月17日（火）午後5時まで  
（土曜日、日曜日を除く）

ただし、町公式HPからは当該期間内に24時間取得可能

### 4 事務局

黒潮町教育委員会事務局 学校教育係（担当：吉門、南部）

〒789-1720 高知県幡多郡黒潮町佐賀1080番地1

TEL 0880-55-3117

E-mail : 20010012@town.kuroshio.lg.jp（教育委員会事務局学校教育係）